

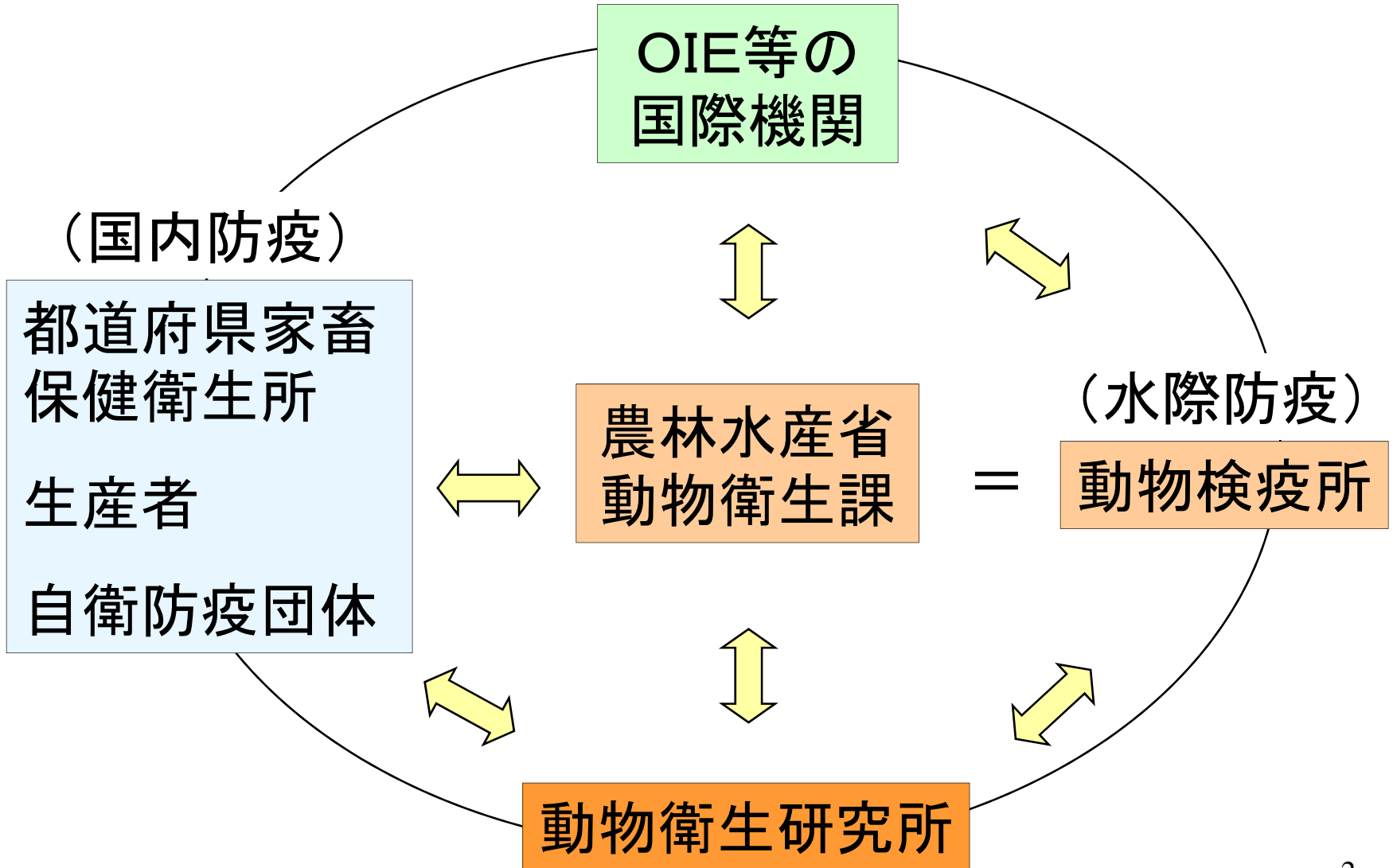
動物検疫所の概要



平成25年3月8日

農林水産省 動物検疫所

我が国の家畜防疫体制

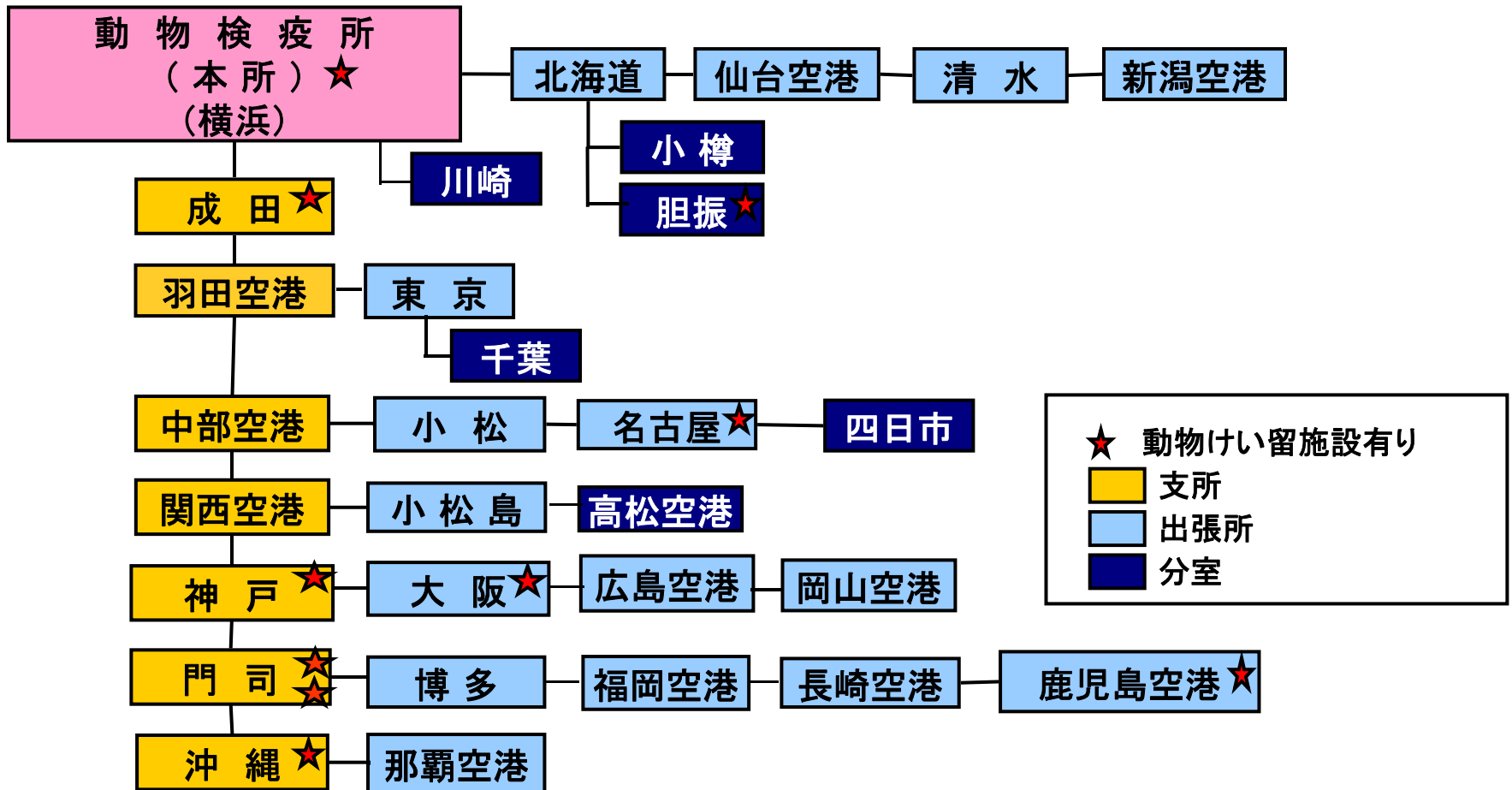


動物検疫所の取り扱う法律

法律	目的	主な検疫対象物	検疫対象疾病
家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)	家畜の伝染性疾病(寄生虫を含む)の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・偶蹄類の動物 ・馬 ・家きんとその卵 ・兎、ミツバチ ・犬 ・これらの動物の骨、肉、皮、毛等 ・ソーセージ、ハム、ベーコン ・穀物のわら及び飼料用の乾草 	監視伝染病に限定 (家畜伝染病(28種) 届出伝染病(71種))
狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号)	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・犬 ・猫 ・あらいぐま ・きつね ・スカンク 	狂犬病
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・サル 	エボラ出血熱 マールブルグ病
水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)	水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与する	<ul style="list-style-type: none"> ・こい ・きんぎょその他のふな属魚類、はくれん、こくれん、そうぎょ、あおうお ・さけ科魚類の発眼卵・稚魚 ・くるまえばい属のえび類の稚えび 	11疾病 (コイ春ウイルス血症 ウイルス性出血性敗血症 バキュロウイルス・ペナエイによる感染症 イエローヘッド病 等)

(注) プレーリードック、ハクビシン、イタチアナグマ、タヌキ、コウモリ、ヤワゲネズミ等については、感染症法により輸入禁止

動物検疫所の組織・体制



家畜防疫官数の推移

(単位:人)

昭和50年	昭和60年	平成元年	平成10年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
122	147	193	262	345	353	369	373

* 年度末定員

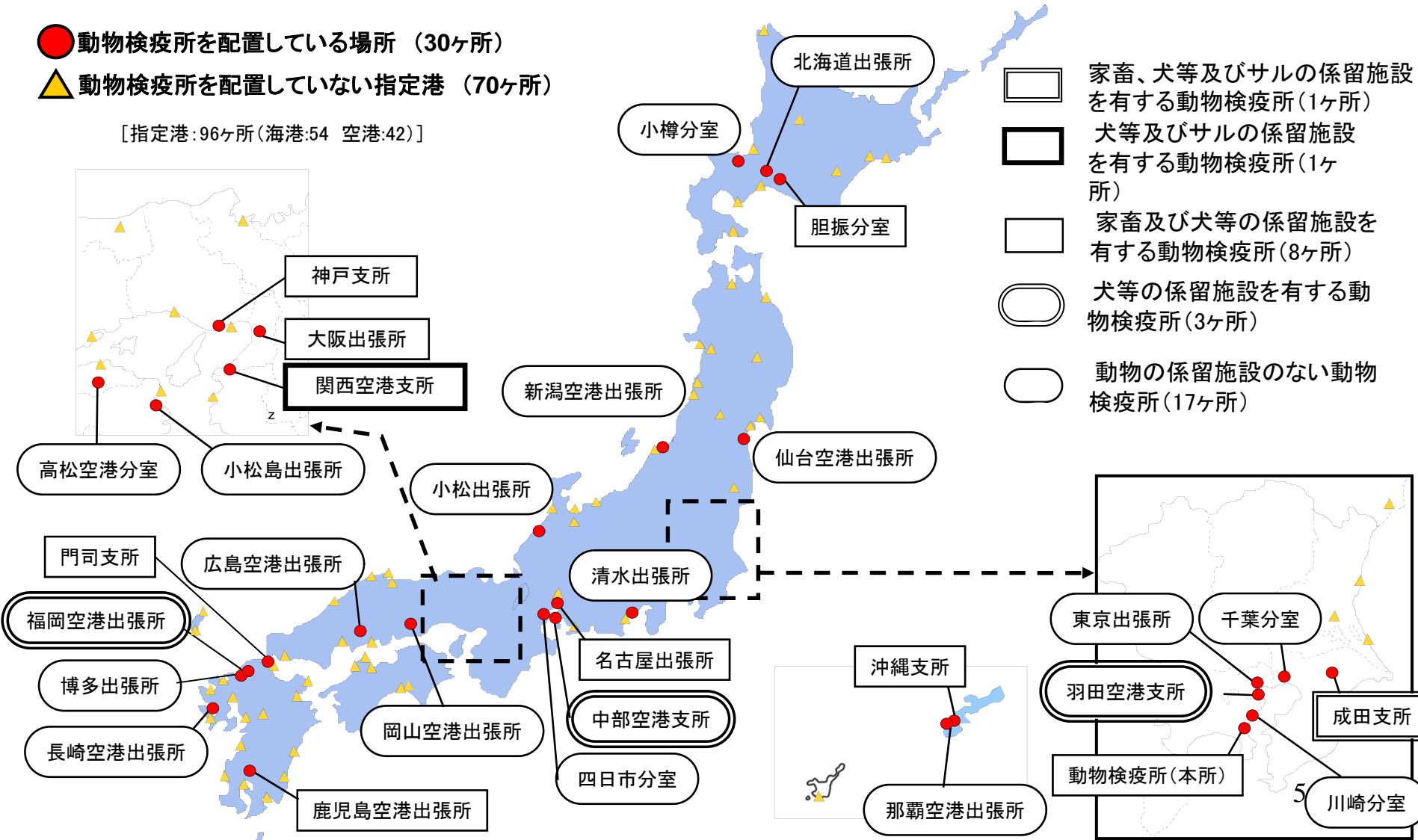
動物検疫所の配置と指定港

平成24年4月1日現在

● 動物検疫所を配置している場所 (30ヶ所)

▲ 動物検疫所を配置していない指定港 (70ヶ所)

[指定港:96ヶ所(海港:54 空港:42)]

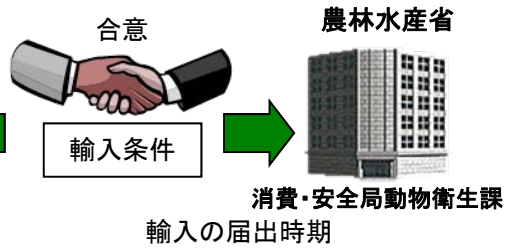


家畜伝染病予防法に基づく輸入禁止について(施行規則第43条の表)

輸入禁止の対象疾病は、口蹄疫、牛疫及びアフリカ豚コレラであり、疾病発生状況等により輸出国・地域を3つのカテゴリーに区分

地 域	偶蹄類 の動物	受精卵 ・精液	ソーセージ ・ハム・ ベーコン	偶蹄類の動物の肉・ 臓器	稲わら等
<p>相当期間口蹄疫等の悪性伝染病の発生がなく、防疫体制も整備されており、悪性家畜伝染病が発生するおそれが極めて少ないと考えられる地域</p> <p>フィンランド スウェーデン ポーランド ハンガリー ドイツ デンマーク イタリア スイス オランダ ベルギー フランス オーストリア 英国 スペイン カナダ アメリカ メキシコ チリ ニュージーランド オーストラリア等 (36地域)</p>	<p>輸入可能</p>				<p>検疫不要</p>
<p>防疫体制が整備されており、当面口蹄疫等の発生がないと考えられるが、発生のおそれを否定できない地域</p> <p>シンガポール ルーマニア スロベニア クロアチア ボスニア・ヘルツェゴビナ (5地域)</p>	<p>輸入可能</p>		<p>輸入禁止</p> <p>ただし、加熱処理基準に従って加熱処理されたものは輸入可能</p>		<p>輸入禁止</p> <p>ただし、加熱消毒基準に従って処理されたものは輸入可能</p>
<p>口蹄疫等の悪性家畜伝染病の発生があるか、防疫体制が十分に整備されていると認められない地域 (上記以外の地域)</p>	<p>輸入禁止</p>		<p>輸入禁止</p> <p>ただし、加熱処理基準に従って加熱処理されたものは輸入可能</p>		<p>ただし、加熱消毒基準に従って処理されたものは輸入可能</p> <p>6</p>

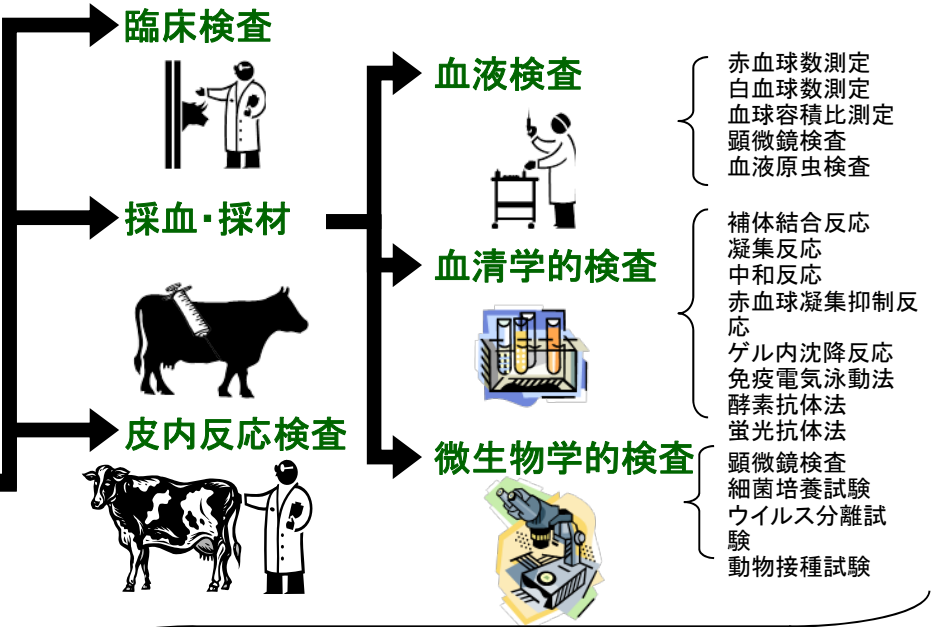
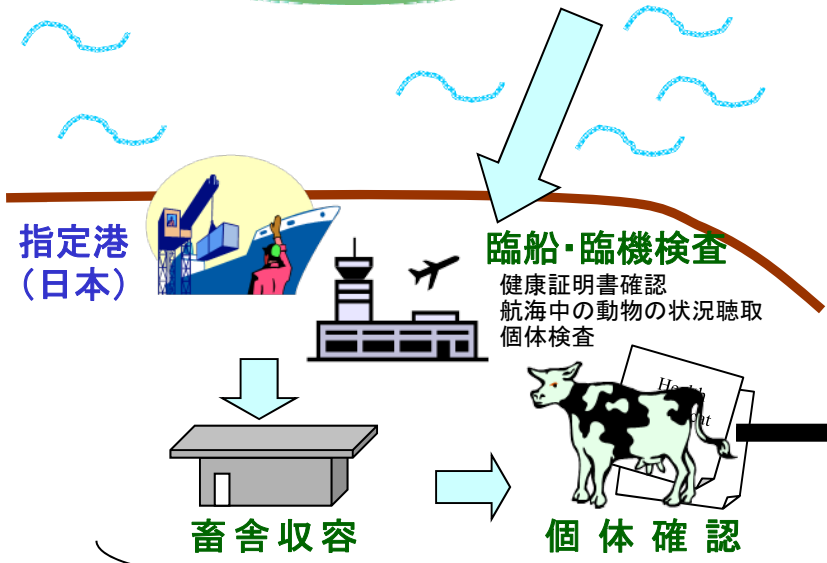
偶蹄類，馬，家きん等の輸入検査



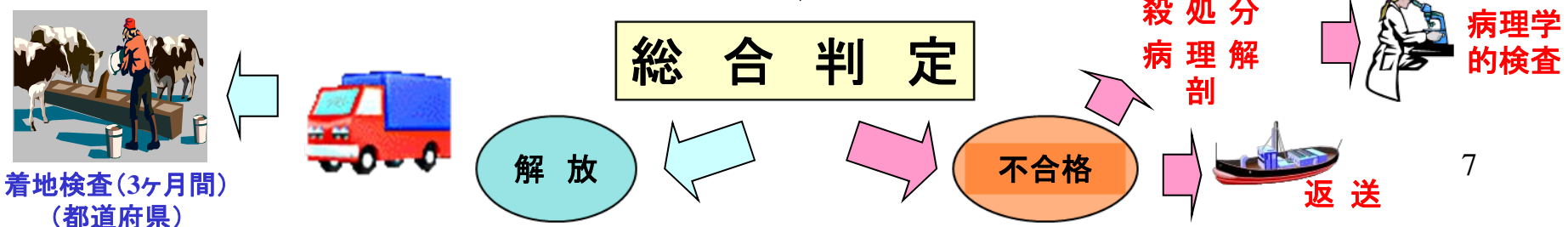
牛，馬，豚など	120～90日前
鶏，アヒルなど	70～40日前

係留期間

動物の種類	係留期間	輸入	輸出
偶蹄類の動物		15日	7日
馬		10日	5日
鶏，うずら，だちょう，七面鳥，かも目の鳥類		10日	2日
初生ひな		14日	2日
上記以外の動物		1日	1日



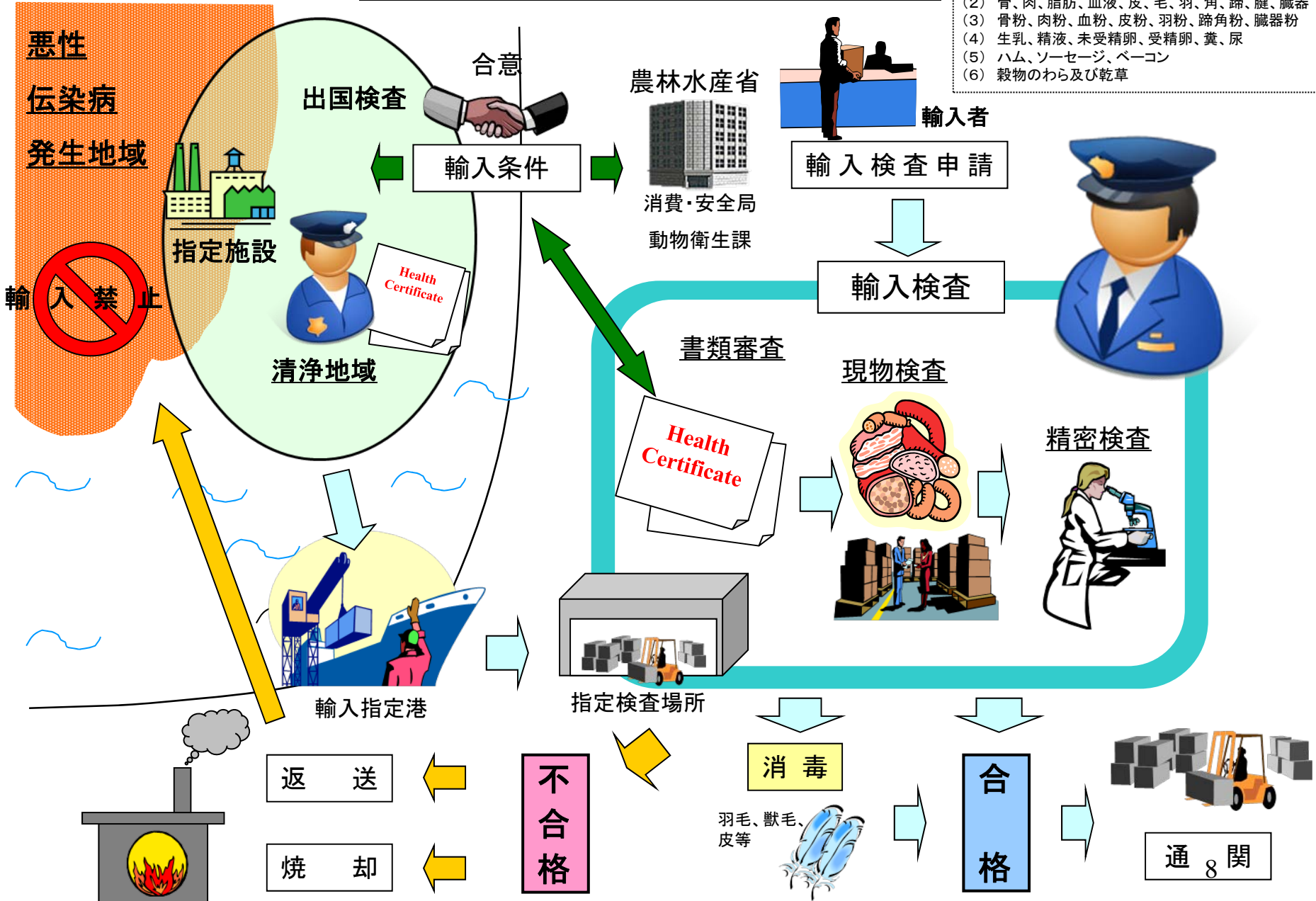
- 赤血球数測定
- 白血球数測定
- 血球容積比測定
- 顕微鏡検査
- 血液原虫検査
- 補体結合反応
- 凝集反応
- 中和反応
- 赤血球凝集抑制反応
- ゲル内沈降反応
- 免疫電気泳動法
- 酵素抗体法
- 蛍光抗体法
- 顕微鏡検査
- 細菌培養試験
- ウイルス分離試験
- 動物接種試験



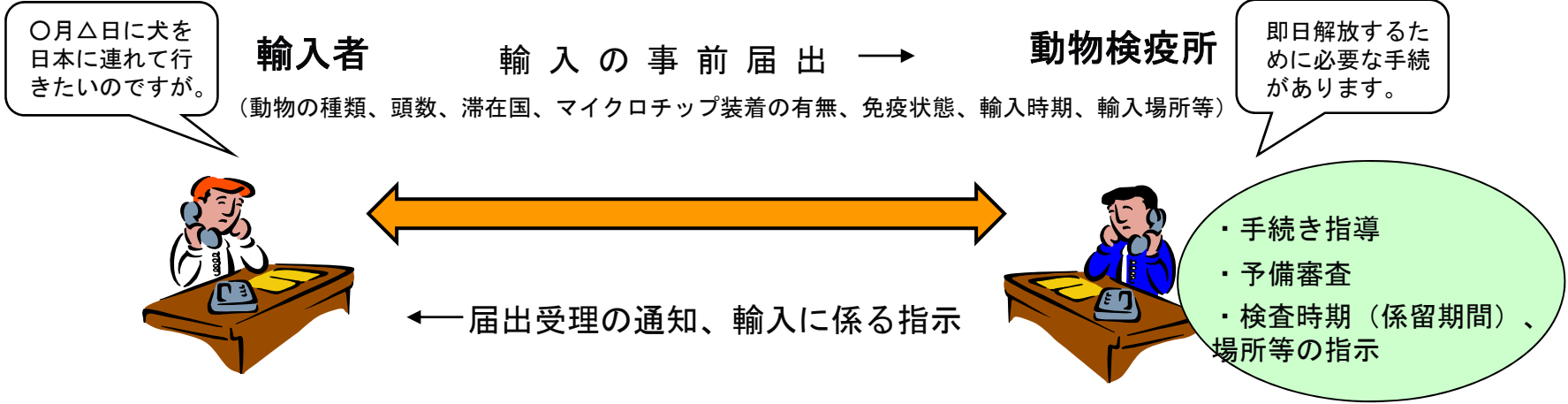
畜産物の輸入検査の流れ

畜産物等

- (1) 卵
- (2) 骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱、臓器
- (3) 骨粉、肉粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉、臓器粉
- (4) 生乳、精液、未受精卵、受精卵、糞、尿
- (5) ハム、ソーセージ、ベーコン
- (6) 穀物のわら及び乾草



犬, 猫, きつね, あらいぐま及びスカンクの輸入検査



犬、猫の必要な条件 (注1)

7ヶ月前 (1回目接種)
6ヶ月前 (2回目接種)

④待機期間 (6ヶ月)
(日本で採血(血清検査)した場合、6ヶ月の待機は不要)

6ヶ月前

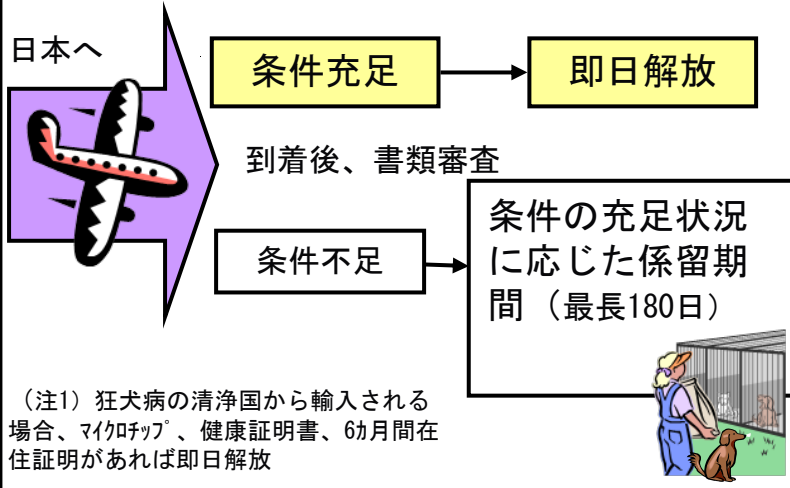
輸出直前

①マイクロチップの挿入

②狂犬病ワクチンの接種(3ヶ月齢から)

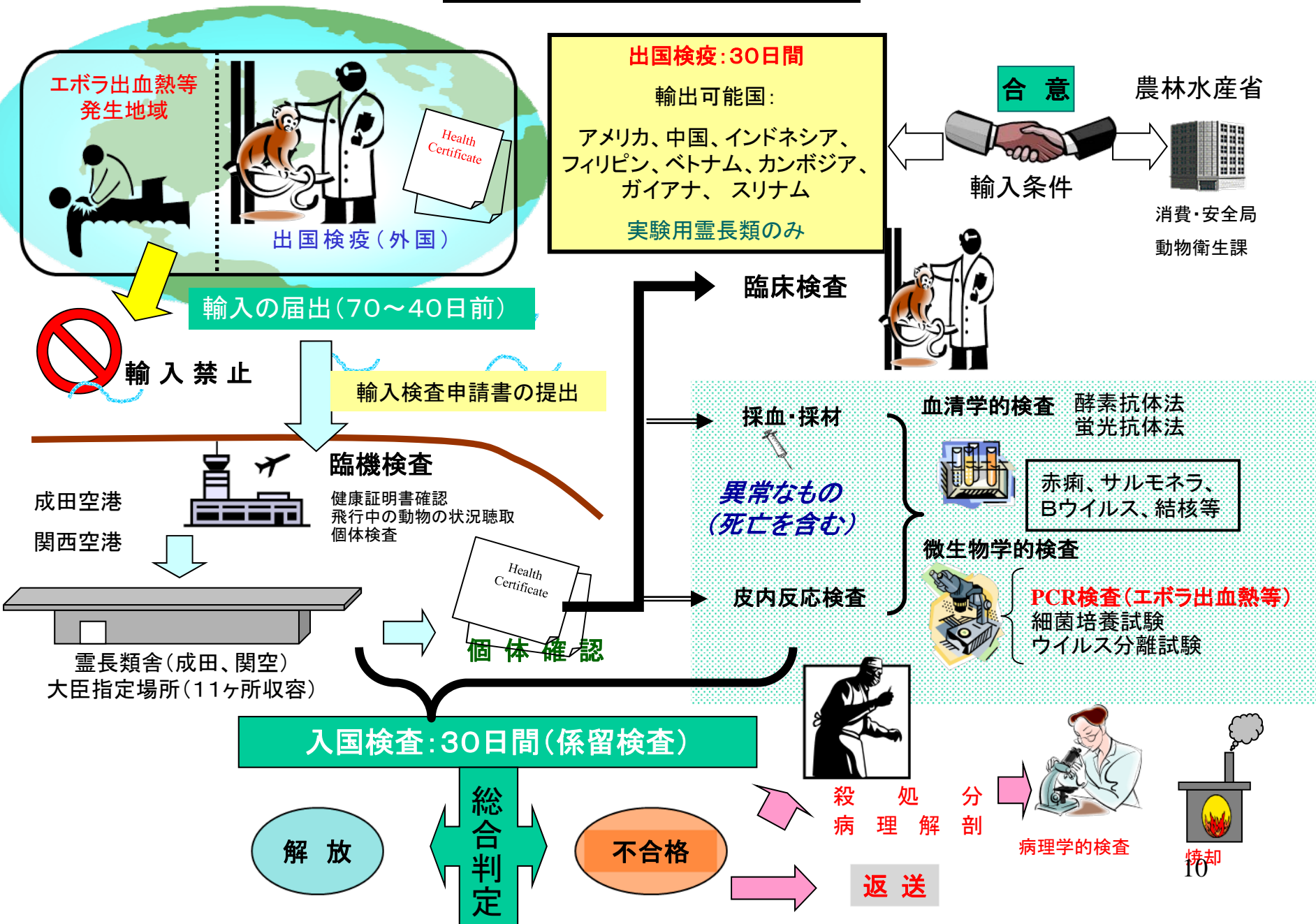
③血清検査(抗体の確認)

⑤健康証明書の取得



(注) あらいぐま、きつね及びスカンクについては、狂犬病の清浄国から輸入する場合は犬及び猫に同じ、その他の国から輸入する場合は180日間の係留が必要。

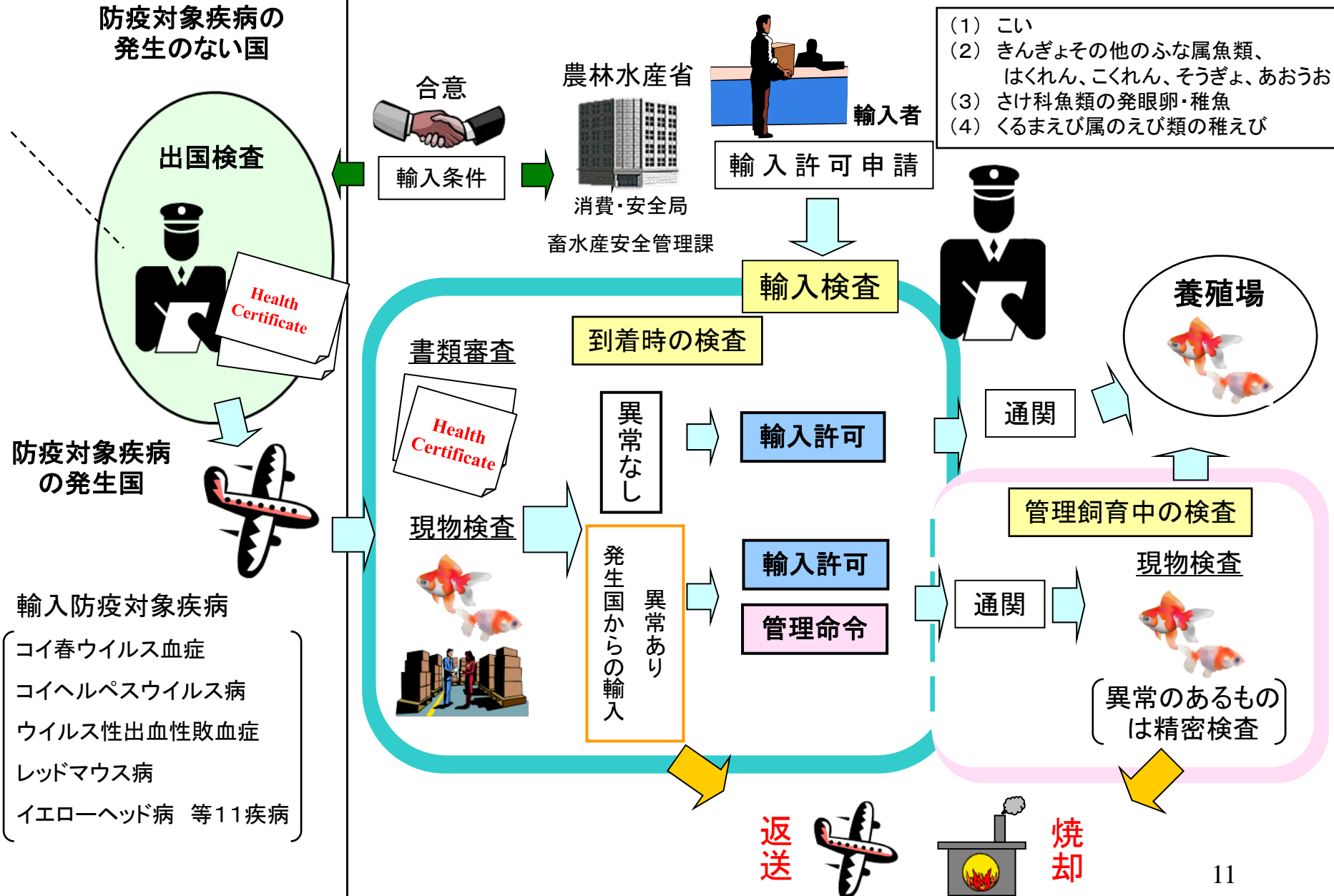
霊長類の輸入検査



水産動物の輸入検査

輸入許可が必要な水産動物

- (1) こい
- (2) きんぎょその他のふな属魚類、はくれん、こくれん、そうぎょ、あおうお
- (3) さけ科魚類の発眼卵・稚魚
- (4) くるまえば属のえび類の稚えび



検疫探知犬

平成17年12月成田国際空港に導入



12月10日成田空港到着時の検疫探知犬とハンドラー



左: キャンディ(♀)

右: クレオ(♀)

畜産物を探知したら、バッグの横に座ってハンドラーに知らせるよう訓練されている

探知した畜産物を犬とともに確認、検査を行っているところ

ハンドラーからごほうびのエサをもらう



探知業務 (民間ハンドラーの活用)



成田支所では、
探知活動の企画・調整、探知手荷物の検査、
探知活動中の監視・統括を行う家畜防疫官
を1名配置

探知した手荷物を
家畜防疫官に伝達



旅客との対応、手荷物検査は
家畜防疫官が実施

《関西空港支所での導入》

平成20年2月～



ペニー



スポーティー

動植物検疫探知犬

平成24年2月羽田国際空港に導入



ニール



バッキー

羽田国際空港では、動物検疫所と植物防疫所が連携し、畜産物のほか果物も探知する能力を有する動植物検疫探知犬を導入している。



動物検疫所と植物防疫所の職員が、米国国立検疫探知犬訓練センターで動植物検疫探知犬のトレーニングを実施（平成23年10月～12月）


入国者に対する水際検疫の強化

口蹄疫等の発生国

- ・農場に入らない
- ・家畜に触れない
- ・畜産物を日本に持ち込まない



《 出国者への注意喚起 》



- ・リムジンバス
- ・ステッカー広告
- ・空海港の出国エリア
- ・ポスター・リーフレット・アナウンス・ビデオ

《 入国者への質問 》※


- ・航空機内での乗客に対するアナウンス等による質問・呼びかけ
- ・乗客に対する質問票の配布等

日本

《 国民への周知 》

- ・政府広報
- ・バナー広告
- ・ホームページ

《 検査・措置 》



- ・全入国者に対する靴底消毒
- ・質問事項該当者に対する手荷物検査・消毒(質問票の回収) ※
- ・検疫探知犬を活用した手荷物検査

※ 家畜伝染病予防法第46条の2関係

新たな検疫強化対策(質問の実施)



動物検疫に関する質問票 ※
动物检疫问卷 ※
動物検疫問卷 ※
Animal Quarantine Questionnaire ※

搭乗機(船舶)便名/搭乗航路(船舶) 班次 Flight No. or Ship Name			
出国地及び訪問国/出境地点及前往国家/出境地点及前往国家/Port of Embarkation and Countries Visited			
入国日/入境日期 Entry into Japan	(日/date)	(月/month)	(年/year)
氏名/姓名 Name		(姓/last)	(名/first)
同伴家族/同行家属 同行家人/Number of Dependents		名	
日本での連絡先 在日本的联系方式 Contact Info. in Japan		(電話番号/电话号码/電話番号/ tel.no.)	
旅券番号/护照号码 票照號碼/Passport No.			

※ 家族の場合は、代表者が
 ※ 如果是一家人，請由代表人
 ※ 如為同一家庭，請由代表人
 ※ Please furnish this form by fan

以下の質問の該当する「○」に、「
 「はい」の回答がある方は、手
 物検疫カウンターにお立ち上
 り。その他の方は、回収箱に投函
 ください。

1. 過去1週間以内に牛、豚、
 畜に接触したり、牧場、と
 畜産施設に立ち寄りまし
 たか?

2. 家畜やその糞尿、牧場等の
 衣服や靴などを所持してい
 ハム、ソーセージなどの肉
 を持っていますか?

3. 日本国内で、1週間以内に
 る予定がありますか?

この質問票に記載したことに
 署名

署名

請在下列问题符合栏目上打“○”。
 如果回答中有“是”，请在行李领取处内的“动物检疫窗
 口”。
 其他旅客请将问卷投入回收箱或递交给家畜防疫官。

1. 在過去的1周內，是否接觸過牛、豚、
 豬等家畜，或到過牧場、屠宰場等畜
 產設施? 是 否

2. 是否攜帶有接觸過家畜及其糞尿、泥土
 的衣物和鞋等物品?
 是否攜帶有火腿等肉製品? 是 否

3. 訪日期間，1周內是否有接觸家畜的
 安排? 是 否

該問卷的問答內容與事實相符。

署名

請於下列質問之該当處填寫“○”記號勾選。
 如內置有「是」者，請於行李領取處之(動物檢疫窗口)。
 其他旅客則將問卷投入回收箱內或提交給家畜防疫官。

1. 過去1週內是否曾接觸牛、豬、雞等家
 畜，或前往牧場、屠宰場等畜產設施? 是 否

2. 是否持有曾接觸家畜或其糞尿、泥土之
 衣物、鞋子等物品?
 是否持有火腿等肉製品? 是 否

3. 訪日期間，1週內是否有與家畜接觸之
 予定? 是 否

本問卷記載事項真實。
 署名

Please check the box next to the appropriate answer.
 Those Who Answered Yes to Any of the Questions: Please stop
 at the Animal Quarantine Counter in the baggage claim area.
 All Others: Please place your completed questionnaire in the
 questionnaire collection box or give your completed
 questionnaire to an animal quarantine officer.

1. Have you touched livestock (e.g. cattle,
 pigs, chickens etc.) or have you been at a
 livestock facility, such as a stock farm or
 slaughterhouse, within the last week? Yes No

2. Are you carrying clothing, shoes, etc. that
 have touched livestock, their manure or
 soil? Are you carrying with you any ham or
 other meat products? Yes No

3. Do you plan to touch livestock in Japan
 within the next week? Yes No

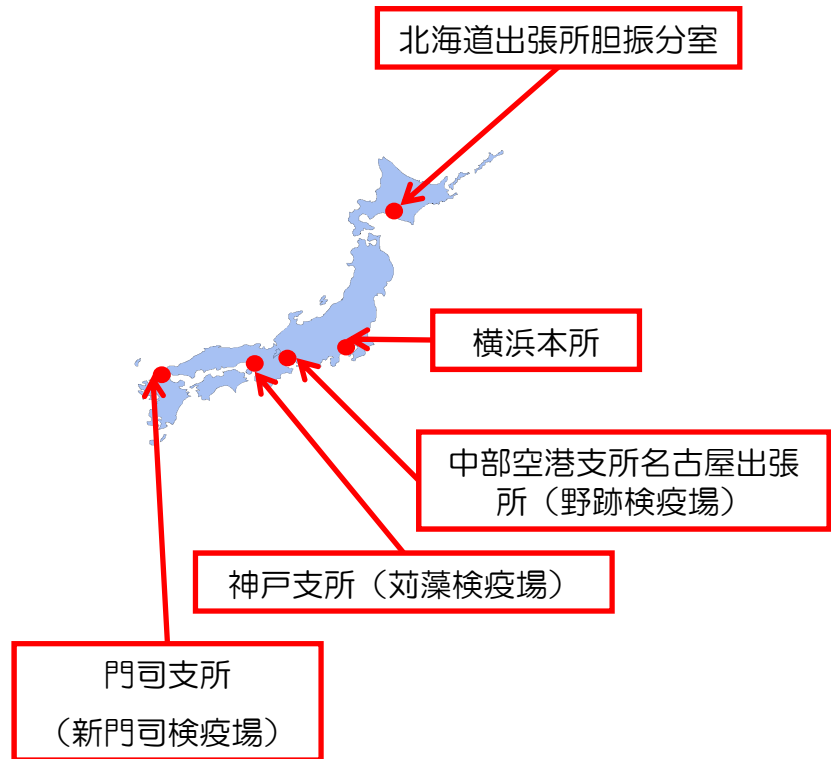
I hereby declare that the statements above is true and correct.
 Signature

防疫資材の保管（大型資材を除く）

○ 動物検疫所で保管する主な防疫資材 （大型防疫資材を除く）

資材名	胆振	横浜	中部	神戸	新門司
防疫キット （防疫服、ゴーグル、マスク等）	○	○	○	○	○
防疫服	○	○	○	○	○
長靴	○	○	○	○	○
ゴーグル		○		○	○
マスク	○			○	
シューズカバー	○	○	○	○	○
手袋	○	○		○	○
注射筒・注射針				○	
鳥用連続注射器・注射針		○		○	
豚用連続注射器・注射針				○	
耳標	○	○		○	○
フレコンバック		○	○	○	
医療廃棄物容器				○	
靴底消毒用マット					○
ソーダ灰	○	○		○	○
消石灰	○	○		○	○
口蹄疫ワクチン				○	
トリインフルエンザワクチン		○		○	○

○ 保管場所



全国5か所に保管

防疫資材の保管（大型防疫資材）



〔除染テント〕

病原体の散逸を防止するため、発生農家等からの退出時の作業員の除染に利用（32式）



〔電気殺処分機〕

主に豚を殺処分する場合に利用（20台）



〔移動式（組立式）車両消毒機〕

農場等の出入口に設置し、通行する車両の消毒に利用（5台）

〔移動式焼却炉（組立型）〕（1台）

〔広域防除機〕（1台）

〔泡殺鳥システム〕（1台）

中部空港支所 名古屋出張所（野跡検疫場）

門司支所（新門司検疫場）

〔移動式レンダリング装置〕

感染性を消失させ、体積を減少させることにより、より多くの殺処分後の家畜を埋却地等に輸送する場合に利用（1台）



〔移動式焼却炉（組立型）〕

適当な埋却地が確保できず、焼却処理場の処理能力も限られている場合に利用（2台）



〔移動式焼却炉〕

適当な埋却地が確保できず、焼却処理場の処理能力も限られている場合に利用（1台）



〔広域防除機〕

畜舎の消毒の他、病原体の散逸防止のため焼却及び埋却対象物品の消毒に利用（1台）



〔泡殺鳥システム〕

密閉性の高い平飼い家きん舎や限られたスペースの中での家きんを殺処分する場合に利用（1台）



動物検疫所のシステム

動物検疫所



- ・動物の輸入届出及び動物・畜産物の輸出入検査申請の受付・検疫証明書の交付
- ・畜産物の書類審査、現物検査結果等の登録
- ・畜産物の電子証明書(E-CERT)内容の確認(オーストラリア)
- ・動物の詳細な検査結果の登録
- ・その他指示・通知等

24時間稼働中



国際VAN

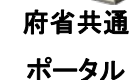
電子証明書
E-CERT



通関業者



- ・動物・畜産物の輸出入検査申請
- ・輸出入検査の進捗状況の確認



指定検査場所
(冷蔵倉庫・上屋等)



- ・輸入畜産物の倉庫への入庫状況の報告
- ・検査場所の指定を受けするための申請

インターネット



一般利用者



- ・動物(家畜及び犬猫等ペット)の輸入事前届出及び輸出入検査申請

都道府県

家畜衛生担当



- ・仕向動物の検査情報の参照
- ・着地検査情報の登録

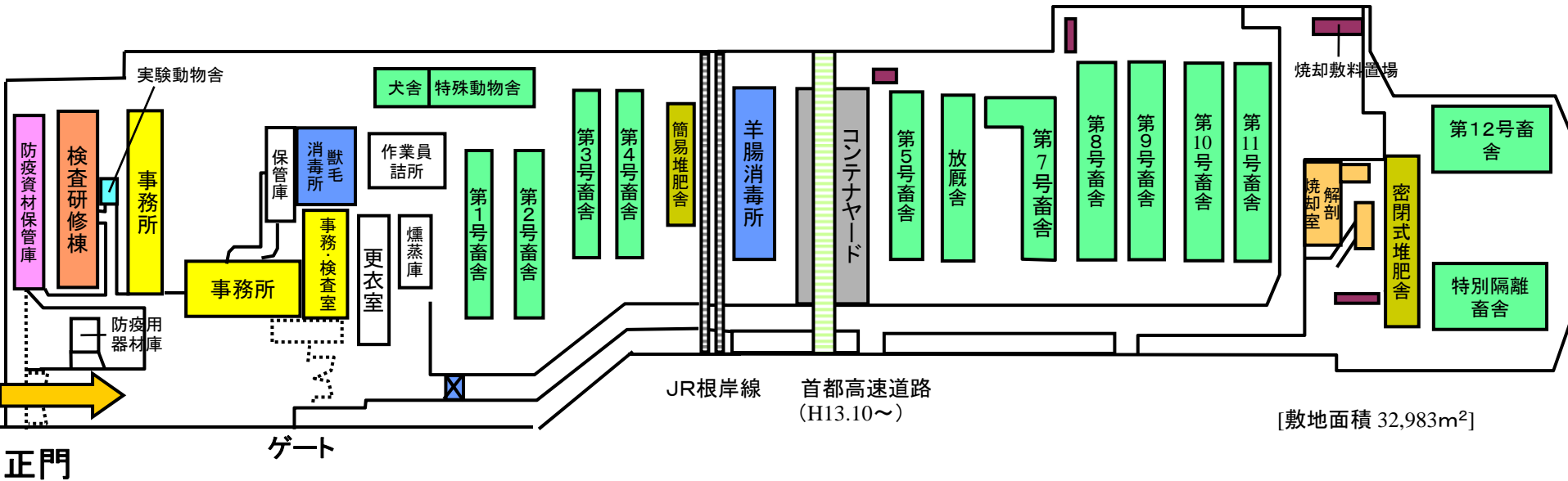
ANIPASのポイントはココです！

- ・インターネットからもアクセス可能となったので、どなたでもシステムにより動物・畜産物の輸出入検査申請手続が行えます。また、24時間365日いつでも申請が行えます。
- ・輸入畜産物について、検査場所への搬入時の入庫状況や書類審査等の検査状況を登録することにより、業務の進行状況がリアルタイムで確認できます。
- ・輸入動物について、係留検査時や仕向先での着地検査時の情報を都道府県と共有し、国内防疫との連携強化を図ります。
- ・犬猫等ペットの輸入事前届出の登録画面はプルダウンやラジオボタンにより入力しやすい画面構成にしています。

※その他関連システムとして、病原体の輸入許可等の受付を行う「農林水産省電子申請システム」があります。

動物検疫所(本所)配置図

平成22年1月 現在



○ 主な環境衛生対策

- (1) 密閉式堆肥舎及び簡易堆肥舎
- (2) 検疫用畜舎

密閉式堆肥舎においては、メッシュバッグを使用して糞便・敷料を好気発酵させ、発酵熱により蚊・蠅等の衛生昆虫の卵及び幼虫を殺滅する。また、好気発酵により発生したアンモニアガスを併設の脱臭装置内に吸引し、微生物により分解、消臭している。なお、簡易堆肥舎については扉を備えた糞便・敷料置場で、密閉式堆肥舎が満杯の場合に緊急避難的に使用する。

検疫用畜舎では、衛生昆虫の侵入及び拡散を防止するため、網戸を設置し、殺虫剤を使用している。また、臭い対策のため、畜舎内の糞便・敷料については、毎日メッシュバッグに詰めた上で密閉式堆肥舎に運び堆肥化を行なっている。さらに畜体、畜舎床面に消臭剤を散布している。